# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第8号外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

選挙管理委員会告示	ページ
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程	1
労働委員会規則	
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則 ····································	2
収用委員会規則	
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則	2
○ 兵庫県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	2
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示	
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程	3
○ 昭和42年瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号(兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務	
局処務規程)の改正	4
但馬海区漁業調整委員会告示	
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程	4
○ 昭和42年但馬海区漁業調整委員会告示第1号(但馬海区漁業調整委員会事務局処務規程)の改正 …	4
兵庫県内水面漁場管理委員会告示	
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程 ····································	5
○ 昭和40年内水面漁場管理委員会告示第1号(兵庫県内水面漁場管理委員会規程)の改正	5

#### 公布された法令のあらまし

#### ◎保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(労働委員会規則第1号)

個人情報の保護に関する法律の実施のため、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則及び個人情報の保護に関する法律施行条例に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることとした。

# ◎保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(収用委員会規則第1号)

個人情報の保護に関する法律の実施のため、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する 法律施行規則及び個人情報の保護に関する法律施行条例に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることと した。

#### ◎兵庫県収用委員会運営規則の一部を改正する規則(収用委員会規則第2号)

個人情報の保護に関する条例の廃止等に伴い、引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

# 選挙管理委員会告示

# 兵庫県選挙管理委員会告示第16号

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程を次のとおり定める。 令和5年3月31日

> 兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本

# 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護 に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委 員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)第1条から第23条までの規定の例による。

附則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規程(平成9年3月31日選挙管理委員会告示第121号)は、廃止する。

#### 労 働 委 員 会 規 則

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則をここに公布する。 令和5年3月31日

> 兵庫県労働委員会 会長 米 田 耕 士

# 兵庫県労働委員会規則第1号

### 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)第1条から第23条までの規定の例による。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規則(平成17年兵庫県労働委員会規則第3号)は、廃止する。

#### 収用委員会規則

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則をここに公布する。 令和5年3月31日

> 兵庫県収用委員会 会長 山 田 誠 一

#### 兵庫県収用委員会規則第1号

#### 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)第1条から第23条までの規定の例による。

^^^^

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規則(平成9年兵庫県収用委員会規則第1号)は、廃止する。

兵庫県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日

> 兵庫県収用委員会 会長 山 田 誠 一

#### 兵庫県収用委員会規則第2号

兵庫県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

兵庫県収用委員会運営規則(昭和51年兵庫県収用委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第8条第38号から第60号までを次のように改める。

- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第75条及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第3条の規定により個人情報保護ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を作成し、及び公表すること。
- 図 個人情報保護法第77条第3項の規定により開示請求書の補正を求めること。
- 倒 個人情報保護法第78条の規定により開示請求書を受理すること。
- (4) 個人情報保護法第82条の規定により保有個人情報の開示決定及び不開示決定をし、並びに当該決定を通知すること。
- (型) 個人情報保護法施行条例第4条第2項の規定により開示決定等の期間を延長し、及び当該延長を実施すること。
- 個人情報保護法施行条例第5条の規定により開示決定等の期間の特例延長を通知すること。
- (4) 個人情報保護法第85条第1項及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則 (令和5年兵庫県収用委員会規則第1号)の規定により保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する 手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)の例によることとされる同規則第9条第1項の規定に より事案を移送し、及び開示請求者の意見を聴くこと、並びに事案を移送した旨を通知すること。
- 倒 個人情報保護法第86条の規定により第三者に通知して意見書を提出する機会を与え、及び開示決定を通知すること。
- 個人情報保護法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を実施すること。
- (4) 個人情報保護法第91条第3項の規定により訂正請求書の補正を求めること。
- 個人情報保護法第92条の規定により訂正請求書を受理すること。
- 倒 個人情報保護法第92条の規定により保有個人情報の訂正を実施すること。
- ⑩ 個人情報保護法第93条の規定により保有個人情報の訂正決定及び不訂正決定をし、並びに当該決定を通知すること。
- ⑤ 個人情報保護法第94条第2項の規定により訂正決定等の期間を延長し、及び当該延長を通知すること。
- 図 個人情報保護法第95条の規定により訂正決定等の期間の特例延長を通知すること。
- 図 個人情報保護法第96条第1項及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則 (令和5年兵庫県収用委員会規則第1号)の規定により保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する 手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)の例によることとされる同規則第18条第1項の規定に より事案を移送し、及び訂正請求者の意見を聴くこと、並びに事案を移送した旨を通知すること。
- □ 個人情報保護法第97条の規定により保有個人情報の訂正の実施を通知すること。
- 圆 個人情報保護法第99条第3項の規定により利用停止請求書の補正を求めること。
- (b) 個人情報保護法第100条の規定により利用停止請求書を受理すること。
- ⑤ 個人情報保護法第100条の規定により保有個人情報の利用停止をすること。
- 図 個人情報保護法第101条の規定により保有個人情報の利用停止決定及び利用不停止決定をし、並びに当該 決定を通知すること。
- ® 個人情報保護法第102条第2項の規定により利用停止決定等の期間を延長し、及び当該延長を通知すること。
- ⑩ 個人情報保護法第103条の規定により利用停止決定等の期間の特例延長を通知すること。 附 則
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示

#### 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程を次のとおり定める。

#### 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に定めのある

もののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)第1条から第23条までの規定の例による。

令和5年3月31日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会 会長 田 沼 政 男

附則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規程(平成9年3月25日瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号) は、廃止する。

^^^^^

#### 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第2号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局処務規程(昭和42年瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号)を 次のように改正する。

令和5年3月31日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田 沼 政 男

第3条(8)中「個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)」に改め、ア中「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に、「閲覧に供」を「公表」に改める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 但馬海区漁業調整委員会告示

#### 但馬海区漁業調整委員会告示第1号

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程を次のとおり定める。

#### 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)第1条から第23条までの規定の例による。

令和5年3月31日

但馬海区漁業調整委員会

会長 上 田 良 介

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規程(平成9年3月25日但馬海区漁業調整委員会告示第1号)は、 廃止する。

^^^^^

#### 但馬海区漁業調整委員会告示第2号

但馬海区漁業調整委員会事務局処務規程(昭和42年但馬海区漁業調整委員会告示第1号)を次のように改正 する。

令和5年3月31日

但馬海区漁業調整委員会

会長 上 田 良 介

第3条(8)「個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)の規定に基づき、次に掲げる事務を

行うこと」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと」に改め、アの「個人情報取扱登録簿を作成し、及び閲覧に供すること」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を作成し、及び公表すること」に改める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 兵庫県内水面漁場管理委員会告示

#### 兵庫県内水面漁場管理委員会告示第2号

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程を次のとおり定める。

#### 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(令和5年兵庫県規則第7号)第1条から第23条までの規定の例による。

令和5年3月31日

兵庫県内水面漁場管理委員会 会長 近 藤 敬 三

附則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規程(平成9年3月25日内水面漁場管理委員会告示第1号)は、廃 止する。

^^^^

#### 兵庫県内水面漁場管理委員会告示第3号

兵庫県内水面漁場管理委員会規程(昭和40年内水面漁場管理委員会告示第1号)を次のように改正する。 令和5年3月31日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 近藤敬三

第2条第2項(3)中「個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)」に改め、ア中「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に、「閲覧に供」を「公表」に改める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。